

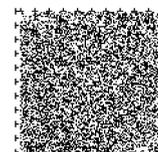
第4期船橋市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

(概要版)

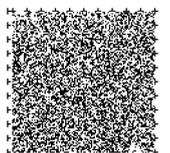
平成27年2月

船 橋 市



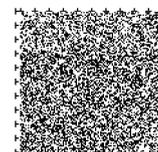
目 次

1	第4期障害福祉計画の策定にあたって・・・・・・・・・・	1
2	第4期船橋市障害福祉計画の構成・・・・・・・・・・	3
3	障害福祉サービス等の提供による平成29年度の目標値・・	5
4	目標達成のための主な取り組みについて・・・・・・・・	7
5	障害福祉サービス等の見込み量・・・・・・・・・・	9
6	地域生活支援事業の見込み量・・・・・・・・・・	13
7	障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量・・・・・・・・	15
8	障害福祉サービス等の見込み量確保のための主な方策・・・	16
9	障害福祉計画の推進・・・・・・・・・・	18

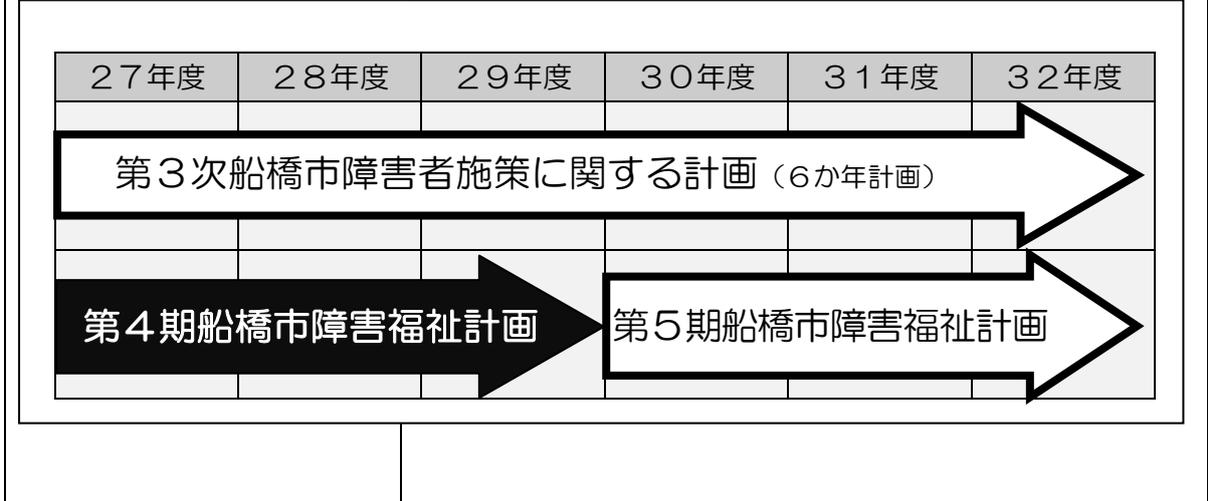


1 第4期障害福祉計画の策定にあたって

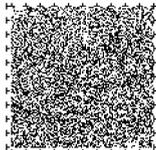
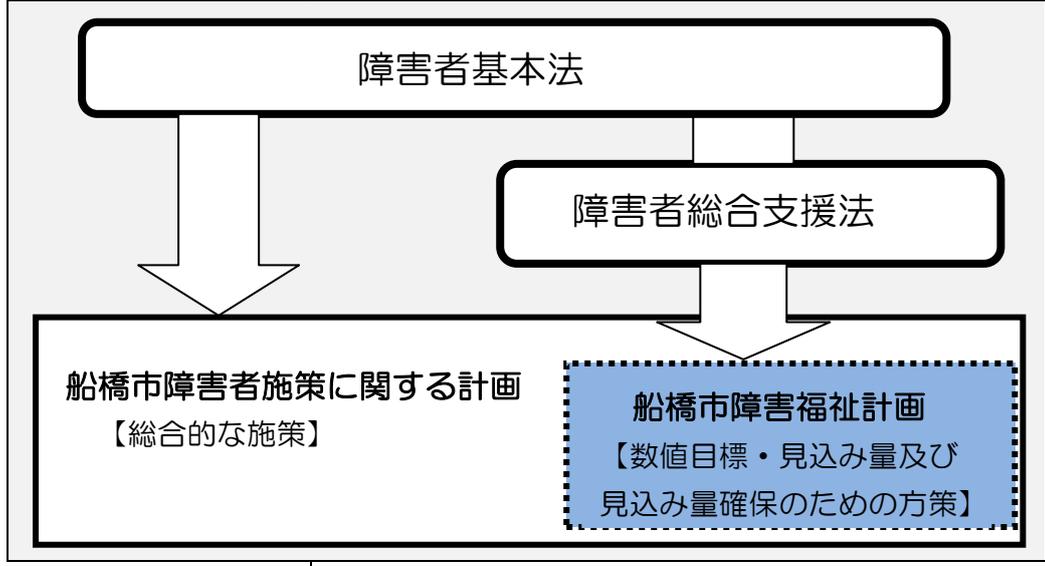
<p>障害福祉計画の根拠</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定されています。</p>
<p><障害者総合支援法（平成17年法律第123号）抜粋> (市町村障害福祉計画) 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項制確保に関し必要な事項 (第3項以下 略)</p>	
<p>障害福祉計画の趣旨</p>	<p>第1期～第3期船橋市障害福祉計画を引き継ぐ第4期計画として、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、具体的な数値目標や見込み量を設定して本市の施策の充実を図るために策定するものです。</p>
<p>障害福祉計画の基本理念</p>	<p>(1) 障害のある人や障害のある子どもの自己決定と自己選択の尊重 (2) 障害のある人や障害のある子どもに対する一元的なサービスの実施 (3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備</p>



障害福祉計画の期間	3年を1期として策定される計画です。第4期障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間の障害福祉サービスと相談支援、地域生活支援事業、障害児支援の量の見込みなどについて定めます。さらに、障害福祉サービス等の提供による平成29年度の目標値を設定します。
-----------	---



障害福祉計画の位置づけ	「第3次船橋市障害者施策に関する計画」（障害者基本法に基づく障害者計画）の第1章「生活支援」と第4章「雇用・就業、経済的自立の支援」に主に関連し、その項目におけるサービスの見込み量及び見込み量確保のための方策などを定めた計画となっています。
-------------	--



2 第4期船橋市障害福祉計画の構成

I	第4期障害福祉計画策定にあたって	本編 1P～
II	障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容	本編 7P～
III	障害福祉サービス等の提供による平成29年度の目標値	本編 21P～
IV	障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策	本編 29P～
V	地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	本編 45P～
VI	障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策	本編 66P～
VII	障害福祉計画の推進	本編 68P～

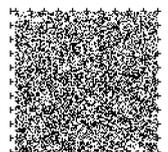
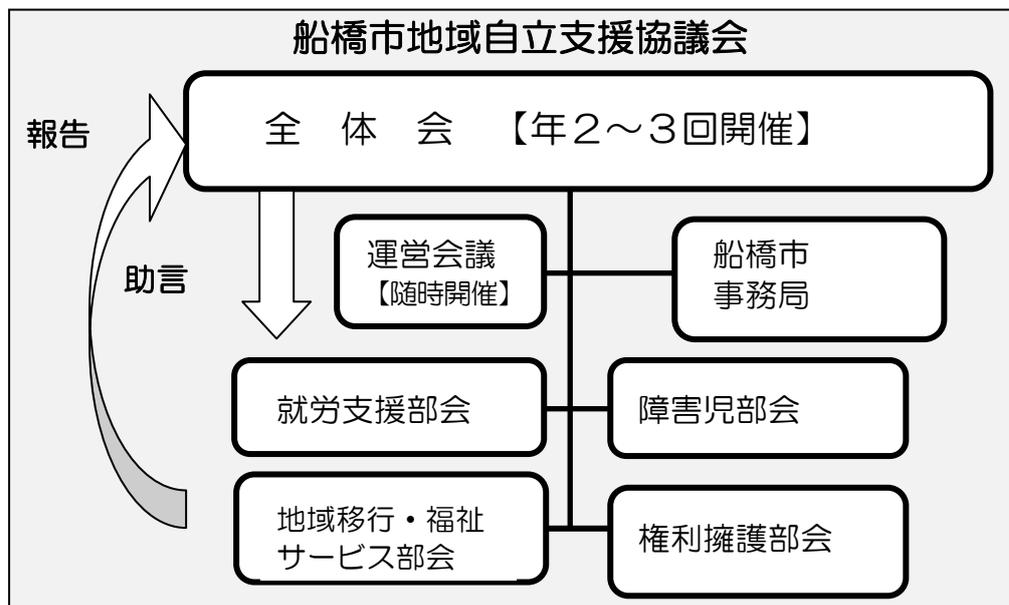
I 第4期障害福祉計画策定にあたって

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画に対する取り組み、計画の期間、計画の基本理念を記載しています。

II 障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容

障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容を記載しています。

市が設置する船橋市自立支援協議会では、全体会及び各課題別専門部会において、地域における障害のある人への支援について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。



Ⅲ 障害福祉サービス等の提供による平成29年度の目標値

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」に基づいて、船橋市の障害福祉サービス等の提供によって達成されるべき平成29年度の目標値を記載しています。

Ⅳ 障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策

過去の実績や伸びを基に、平成27年度から平成29年度の障害福祉サービス等の見込み量を算出しました。

障害福祉サービスを訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分け、各事業の見込み量と、見込み量を確保するための方策を記載しています。

Ⅴ 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策

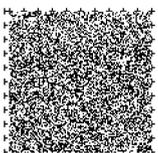
過去の実績や伸びなどを基に、平成27年度から平成29年度の地域生活支援事業の各事業の見込み量と、見込み量を確保するための方策を記載しています。

Ⅵ 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策

過去の実績や伸びなどを基に、平成27年度から平成29年度の障害児支援の各事業の見込み量と、見込み量を確保するための方策を記載しています。

Ⅶ 障害福祉計画の推進

障害福祉計画を推進していくために、制度の周知、制度の円滑な実施、計画達成状況の点検及び評価について記載しています。



3 障害福祉サービス等の提供による平成29年度の目標値

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○平成25年度末で施設入所している者の地域生活への移行

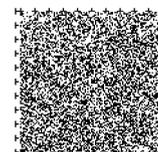
項目		数値		考え方
平成25年度末 施設入所者数 (A)		291	人	—
平成29年度末 施設入所者数 (B)		272	人	平成25年度末の施設入所者数のうち平成29年度末に施設に入所している者の数
目標値	地域生活 移行数 (C)	19 (6)	人 (%)	施設から地域生活に移行する人数 ((A-B) / A)

○施設入所者数の削減

項目		数値		考え方
平成25年度末 施設入所者数 (A)		291	人	—
平成29年度末 施設入所者数 (B)		291	人	平成29年度末に施設に入所している者の数
目標値	削減見込み (C)	0 (0)	人 (%)	入所者の削減数 ((A-B) / A)

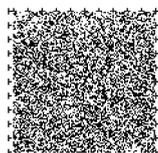
2 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の詳細が示され次第、その整備についての検討を行います。



3 一般就労に移行する福祉施設利用者の数

	項目	数値	考え方
1	平成24年度の年間一般就労移行者数 (A)	59 人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	平成29年度の年間一般就労移行者数 (B)	160 人 (271) (%)	平成29年度において福祉施設から一般就労に移行した者の数 (B/A)
2	平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数 (C)	176 人	—
	平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数 (D)	307 人 (174) (%)	(D/C)
3	平成29年度末における就労移行率が3割以上の割合	50 %	平成29年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の割合



4 目標達成のための主な取り組みについて

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた主な取り組み

○地域生活への移行に際し重要な役割を担っているグループホームを整備、運営する事業者に対し引き続き補助を行い、グループホームの創設や安定的な運営のため支援を行います。

なお、グループホームについては、建築基準法において、建築物の用途は「寄宿舍」とされておりますが、市内にある中古の戸建住宅を活用したグループホームの多くは、「一般住宅」のままであり、これらのグループホームについては、スプリンクラー設置等を行うなど、「寄宿舍」への用途変更を行い建築基準法に適合させていく必要があります。また、消防法上においても避難が困難な障害のある人を入居させるグループホームについては、平成27年4月（既存住居については平成30年4月）よりスプリンクラーの設置が義務付けられるなど、グループホームの防火体制について整備を行う必要があります。

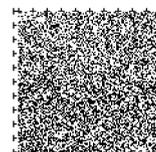
これらの対応の一環として、平成26年度よりグループホームにスプリンクラー設置の補助を行うなど、グループホームに対する補助を拡充しています。

今後も関係機関・関係部局と連携してこれらの問題の解決を図ります。

○障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努めます。

○地域生活への移行に際し必要不可欠なサービスである短期入所については、今後の需要増へ対応するために、事業者に向けて働きかけを行うなど、受け入れ先の確保に向けて取り組みます。

○地域生活への移行後も、継続的な自立と社会参加を実現させるために、市や相談支援事業者等の関係機関が連携して、地域定着に対する支援体制の充実に努めます。



2 福祉施設から一般就労への移行に向けた主な取り組み

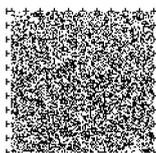
障害のある人の一般就労を促進するための中核となる機関として、社会福祉法人大久保学園が運営する「障害者就業・生活支援センター」が、県の委託により設置しております。本市としては、支援員を1名増員するための補助を行い、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う同センターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進に努めました。

○県の委託により、障害のある人の就業に対する支援を実施している「障害者就業・生活支援センター」に対し、障害のある人の一般就労を支援するための支援員増員のための補助を引き続き行います。

○船橋公共職業安定所と、障害者雇用促進合同面接会を共催し、就職を希望する障害のある人と求人者が一堂に会する機会を提供し、一般就労への移行を促進します。

○一般就労に向けた職場実習の機会を確保し、就労への円滑化と雇用機会の拡大を促進するため、職場実習を受け入れた事業主に対して引き続き奨励金を交付します。

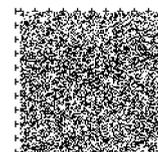
○障害のある人の雇用を容易にし、一般就労の促進を図るため、障害のある人を雇用した事業主に対して引き続き奨励金を交付します。



5 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
居宅介護	時間 /月	見込み	24,896	9,340	27,136	10,180	29,568	11,100
	人数 /月	見込み	778	467	848	509	924	555
重度訪問介護	時間 /月	見込み	10,920	6,900	11,232	7,050	11,544	7,200
	人数 /月	見込み	70	46	72	47	74	48
同行援護	時間 /月	見込み	8,869	2,484	9,114	2,553	9,408	2,622
	人数 /月	見込み	181	108	186	111	192	114
行動援護	時間 /月	見込み	3,312	1,247	3,312	1,247	3,312	1,247
	人数 /月	見込み	69	43	69	43	69	43
包括支援 重度障害者等	時間 /月	見込み	0	0	0	0	0	0
	人数 /月	見込み	0	0	0	0	0	0

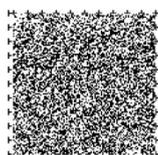


(2) 日中活動系サービスⅠ

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
短期入所	日数 /月	見込み	14,355	1,200	14,925	1,248	15,525	1,296
	人数 /月	見込み	957	100	995	104	1,035	108
療養介護	日数 /月	見込み	930	930	930	930	930	930
	人数 /月	見込み	30	30	30	30	30	30

(3) 日中活動系サービスⅡ

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
生活介護	日数 /月	見込み	19,849	15,162	20,447	15,618	21,068	16,093
	人数 /月	見込み	863	798	889	822	916	847
(機能訓練) 自立訓練	日数 /月	見込み	253	154	253	154	253	154
	人数 /月	見込み	11	11	11	11	11	11
(生活訓練) 自立訓練	日数 /月	見込み	2,254	1,862	2,599	2,147	2,990	2,470
	人数 /月	見込み	98	98	113	113	130	130



(4) 日中活動系サービスⅢ

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
就労移行支援	日数 /月	見込み	6,946	3,712	7,981	4,272	9,177	4,912
	人数 /月	見込み	302	232	347	267	399	307
A型 就労継続支援	日数 /月	見込み	1,771	972	2,162	1,188	2,645	1,458
	人数 /月	見込み	77	54	94	66	115	81
B型 就労継続支援	日数 /月	見込み	10,074	5,984	10,488	6,224	10,902	6,480
	人数 /月	見込み	438	374	456	389	474	405

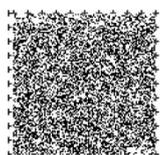
(5) 居住系サービス

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
共同生活援助	人数 /月	見込み	279	244	296	259	314	275
施設入所支援	人数 /月	見込み	291	291	291	291	291	291



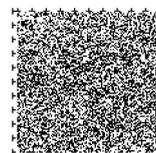
(6) 相談支援

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
地域移行支援	人数 /月	見込み	4	4	4	4	4	4
地域定着支援	人数 /月	見込み	1	1	1	1	1	1
計画相談支援	人数 /月	見込み	2,683	1,273	2,813	1,334	2,943	1,396

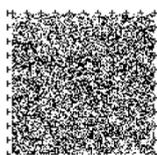


6 地域生活支援事業の見込み量

事業名	見込み量			単位
	27年度	28年度	29年度	
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	実施有無
自発的活動支援事業	有	有	有	
相談支援事業				
障害者相談支援事業	1	1	1	事業実施箇所数
船橋市自立支援協議会	1	1	1	
基幹相談支援センター	有	有	有	設置有無
基幹相談支援センター等機能強化事業	2	2	2	配置人数
住宅入居等支援事業	無	無	無	実施有無
成年後見制度利用支援事業	21	30	39	助成人数
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	実施有無
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	20	20	20	通訳者登録数
	1,179	1,179	1,179	派遣件数/年
手話通訳者設置事業	3	3	3	通訳者設置数
	2,418	2,152	1,915	相談件数/年
要約筆記者派遣事業	22	22	22	要約筆記者数
	899	998	1,108	派遣件数/年
要約筆記者設置事業	1	1	1	要約筆記者設置数
	922	922	922	設置業務件数/年
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	28	28	28	延べ給付件数/年
自立生活支援用具	181	217	260	
在宅療養等支援用具	69	69	69	
情報・意思疎通支援用具	165	200	242	
排泄管理支援用具	11,443	11,786	12,140	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	12	12	12	
手話奉仕員養成研修事業	20	20	20	養成講習修了件数/年



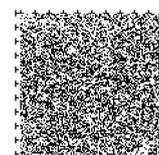
事業名	見込み量			単位
	27年度	28年度	29年度	
移動支援事業	80	80	80	実施箇所数
	357	371	386	利用者数/月
	3,225	3,161	3,098	延べ利用時間/月
地域活動支援センター事業				
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	実施箇所数
	102	102	102	利用人数/月
地域活動支援センターⅡ型	0	0	0	実施箇所数
	7	7	8	利用人数/月
地域活動支援センターⅢ型	11	11	11	実施箇所数
	133	133	133	利用人数/月
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	25	25	25	養成講習修了者数/年
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	6	6	6	養成講習修了者数/年
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(広域派遣)	2	2	2	利用件数/年
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	132	132	132	
専門性の高い相談支援事業				
障害児療育等支援事業	7	7	7	事業実施箇所数
任意事業				
日常生活支援				
福祉ホーム事業	11	11	11	入居者数/月
訪問入浴サービス事業	201	201	201	延べ利用件数/月
生活訓練等事業				
生活支援事業	28	28	28	延べ利用件数/月
中途失聴者・難聴者手話講習事業	15	15	15	講習開催数/年
日中一時支援事業	468	538	619	延べ利用件数/月
社会参加支援				
点字の広報発行事業	48	48	48	発行部数/月
声の広報発行事業	132	132	132	
自動車運転免許取得事業	5	5	5	助成件数/年
自動車改造費助成事業	8	8	8	
福祉リフトカー事業	194	196	198	利用者数/年
リフトバス事業	1,816	1,816	1,816	



事業名	見込み量			単位
	27年度	28年度	29年度	
任意事業				
就業・就労支援				
更生訓練費給付事業	5	5	5	利用者数/月
知的障害者職親委託事業	1	1	1	利用者数/月
権利擁護支援				
障害者虐待防止対策支援事業	有	有	有	実施有無
その他				
障害者就業・生活支援センター	1	1	1	実施箇所数/年
	409	476	543	利用者数/年
ジョブサポーター養成研修事業	1	1	1	研修開催数/年

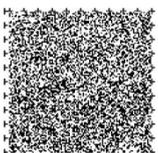
7 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
児童発達支援	日数 /月	見込み	8,763	3,430	9,358	3,651	9,381	3,660
	人数 /月	見込み	393	334	409	356	410	357
デイサービス 放課後等	日数 /月	見込み	9,860	3,087	13,796	4,319	19,297	6,041
	人数 /月	見込み	441	371	617	518	863	725
支援 保育所等訪問	日数 /月	見込み	100	16	150	24	200	32
	人数 /月	見込み	10	8	15	12	20	16
障害児相談支援	人数 /月	見込み	844	396	1,041	489	1,293	607



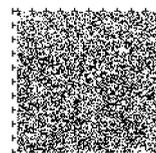
8 障害福祉サービス等の 見込み量確保のための主な方策

- 訪問系サービスの需要について増大が予想されることから、事業者に対しては、市の実情や国の動向に関する説明会を行い、サービス提供体制の整備を図っていきます。
- 短期入所については、需要増に対応するため、市内の社会福祉法人等で構成される「船橋市障害福祉施設連絡協議会」に対して、受け入れ先の確保に向けた働きかけを行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行ってまいります。
- 船橋市自立支援協議会の課題別専門部会などにおいて、本市において必要な日中活動系サービスについて検討を行い、障害のある人の様々なニーズに対応した日中活動の場の確保に努めるとともに、事業者に対し各種研修への参加を働きかけ、専門的人材の確保やサービスの質の向上に努めていきます。
- グループホームについては、これまで実施してきたグループホームを運営・整備する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホームの創設や安定的な運営のための支援に取り組みます。
グループホームの創設については、地域住民の障害に対する理解が不可欠であることから、障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努め、地域移行の推進を図ります。
また、グループホームについては、消防法、建築基準法の課題がありますが、関係機関、関係部局と連携を図り、問題解決に取り組みます。
- サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋市障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成される「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO 法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」と連携を図りながら、指定特定相談支援事業所の整備に取り組みます。



○障害者相談支援事業については、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心としたネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、市内の相談体制の充実を図ります。

○成年後見制度利用支援事業については、「船橋市成年後見支援センター」において、本事業を含めた成年後見支援制度についての周知を図ります。



9 障害福祉計画の推進

○制度の周知

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等を含む、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などの改正が行われています。

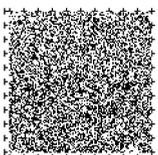
新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

○制度の円滑な実施

地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターである「ふらっと船橋」、市の担当部局、関係行政機関、保健医療機関、教育機関、福祉施設、事業者団体及び障害者団体などの連携によるネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施と障害福祉計画の推進体制の強化に努めます。

○計画達成状況の点検及び評価

毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行います。この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。また、計画作成時には、船橋市自立支援協議会や市民に対して、意見聴取を行います。



第4期船橋市障害福祉計画（概要版）

（平成27年度～平成29年度）

発行・編集

船橋市健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2-10-25

TEL 047-436-2307

FAX 047-433-5566

e-mail shogai Fukushi@city.funabashi.lg.jp

